

## ニュースレター第17号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。  
「ニュースレター第17号」を送付させていただきます。

新緑の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
気温が徐々にあがり、過ごしやすい日が多くなりました。  
夏へのカウントダウンが始まっております。  
気温の変化で身体を壊さぬよう、くれぐれもご自愛ください。



## ピックアップLAW NEWS

## 『ネットの検索結果は削除できる？』

— ヤフージャパンの検索結果の削除に関する基準公表を受けて —

## 1. 検索エンジンの活用

何か調べ物をするとき、インターネットの検索エンジン（GoogleやYahoo!）で検索するのはよくみられる光景です。ネットで検索すれば、今やどのような情報でも手に入ります。

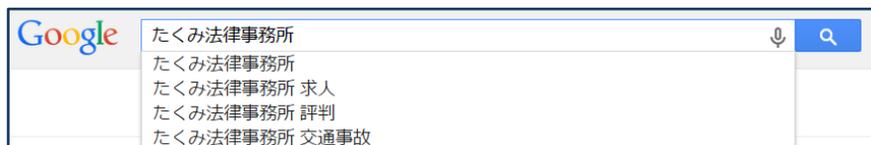
そこには、逆に会社にとってよくない情報もあります。

## 2. サジェスト機能・スニペットとは？

ある特定のサイトに誹謗中傷や、プライバシー侵害等があれば、削除、発信者の情報開示等ができる場合があることは以前、ニュースレターで紹介させていただきました。（ニュースレター8号「SNS上の匿名での誹謗中傷記事 誰が書いたか開示できる？」）

近年では、サジェスト機能やスニペットについても、削除できるかどうかという点で、裁判例ができることなどによって議論がなされ、検索エンジン会社も自主的なルール整備が進んでいます。

サジェスト機能とは、検索エンジンの検索窓で、特定のワードを入力した際に、それに続けて関連する単語が表示されるものです。



←この部分です。  
幸いにも、悪意のあるサジェストは無いようです。

スニペットとは、一般的に「断片」などの意味の英語で、検索エンジンによる結果の一部として表示される、Webページの要約文のことをいいます。

2 ページ目に続きます→



←この部分です。つまり、「この内容を表示できないようにできるか？」ということです。



### 3. 権利侵害が明らかであれば削除は可能

ヤフージャパンは、3月末に検索結果の削除に関する基準で、スニペットにプライバシー情報が書かれている場合の、プライバシー侵害に関する判断、非表示措置に関する判断等について、近時の裁判例（大阪高裁平成27年2月18日判決）に沿う形で具体的にしており、プライバシー侵害が明白に認められれば、スニペットを削除（非表示に）するとしています。

グーグルでも、サジェスト機能の削除請求には、名誉棄損、プライバシー侵害が明らかなものに関しては、自主的なフォームで対応しています。

### 4. 最後に

裁判による削除請求は費用対効果の面で課題があります。発信者の表現の自由を考慮したうえで、明らかな名誉棄損、プライバシー侵害については検索エンジンの自主整備がさらに進むことを期待します。

一度、自社で検索して、サジェストや、スニペットを確認してみてもいいでしょうか・・・？！



・・・\*保険代理店向けの講演を行いました\*：.....



先日、代表弁護士宮田と弁護士壹岐が、保険代理店向けの講演を行ないました。

宮田は「保険代理店のための弁護士の上質な使い方」、壹岐は「代理店賠償責任の法的性質とその問題点」についてそれぞれ話をし、参加いただいた方々から、様々な感想をいただきました。

弁護士介入による、保険契約者・代理店の両方にとってのメリットや、保険業法の改正により代理店に求められること等タイムリーな話題を取り上げたこともあり、「有意義なものだった」「参加して良かった」というお言葉をいただきました。

講演という貴重な機会をいただきましたことに感謝するとともに、今後も更に精進するよう努めてまいります。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡県中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分

西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分

地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分

都市高速天神北ICより車で5分